

宇部市ペット同行避難ガイドライン

令和8年(2026年) 6月

宇 部 市

はじめに

震災等の災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて避難所へ避難することが想定されます。しかし、避難所は多くの避難者が生活を送る場であり、動物が苦手な人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることも考慮し、避難所の実情に応じた対応を考えておく必要があります。

本市では、地域防災計画等に基づき災害対策を進めていますが、大規模災害では行政自体の機能が麻痺する可能性もあります。近年では行政機関が取り組む「公助」だけではなく、住民自ら災害に備える「自助」、地域やグループで防災に取り組む「共助」を充実させていくことが重要との認識が高まっています。また、ペットの防災対策でも、平时に飼い主がペットフード等の備蓄を進めておく「自助」と地域の飼い主同士が協力できるような「共助」、そして自治体が避難所の受け入れ体制を整備していく「公助」をうまく組み合わせることが重要です。

本ガイドラインは、飼い主と避難所それぞれの立場で「普段から備えておきたいこと」及び「避難時の対応」について、標準的な対応を示したものです。なお、本ガイドラインにおける「同行避難」とは、災害発生時に飼い主がペットを連れて避難所まで安全に避難することを指します。また、避難所等の施設内において、人とペットが同じ空間(居室内)で居住することを「同伴避難」と呼びますが、本市では原則として「同行避難」を推奨し、「同伴避難」については避難所のスペース状況や動物アレルギー等の配慮に基づき慎重に判断します。

さまざまな災害に備えるためには、普段から避難する際の対策を考えておくことが大切です。そして、避難行動をとる必要に迫られたときに混乱を生じることがないように、ペットを飼っている人だけでなく、ペットを飼っていない人や避難所を運営される人など、地域ぐるみで本ガイドラインを活用いただければ幸いです。

また、本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化や、国、県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、災害発生時、何よりも優先されるのは「飼い主自身の命」です。ペットを連れて避難できなかった場合でも、危険な場所へペットを救助しに戻ることは絶対にやめてください。

ペット同行避難とは？

ペット同行避難とは、台風や地震などで避難行動をとる際に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、指定された避難所に避難することです。ペットとともに避難をすることを指し、避難所において飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。

どうしてペットの同行避難は必要なの？

ペットの同行避難とは「ペットを救うための行動」と捉えられるかもしれませんが、本来の目的は、飼い主がペットと一緒に躊躇なく避難できるようにすることで、飼い主を含む全ての住民の安全を確保するところにあります。

全国で過去に起きた災害では、次のような事例も報告されています。

- いったん避難した飼い主が、ペットを避難させるために自宅に戻った際に災害に巻き込まれた。
- 同行避難できないことでやむを得ず放された犬や猫が繁殖・増加し、災害からの復興を妨げる一因となった。

こうした問題を軽減するためにも飼い主自身でペットとの同行避難に備えることが重要です。

どんなペットが同行避難できる？

次のようなペットが避難所に同行避難できます。

- 小型のほ乳類（イヌ、ネコ、ハムスターなど）、鳥類

次のような動物・ペットは、避難所では受け入れられません。

- リードや飼育ケージを持参しておらず放し飼いになる場合
- 狂犬病ワクチンを接種していない犬
- 飼い主が制御できず、人に危害を加えるおそれのある動物
- 普段から家庭で飼育していない動物
（野良犬・野良猫等に給餌だけをしている場合）
- 特定動物（ハビ・ワニ等）、ケージに入らない大型の動物、特殊な管理が必要な動物

ペット同行避難ができる避難所について

【現在の取組状況】

現在、宇部市では、すべての指定避難所において安全かつ衛生的なペットの受け入れ環境を整えるべく、各避難所運営委員会と連携し、準備を進めているところです。

【避難所利用についてのご注意】

大規模災害発生時、開設される避難所によってペットの受け入れスペース(屋外テント、専用区画等)の確保状況は異なります。

そのため、「この避難所なら必ず受け入れてもらえる」という確約ではなく、まずは「ペットと一緒に避難所まで同行(移動)する」ことを最優先に行動してください。

避難所に到着された際は、以下の手順でご協力をお願いします。

① 受付での申告

避難所受付にて「ペットを連れてきていること」を必ず職員または運営担当者へ申し出てください。

また、車中泊やテント泊を選択する場合もその旨を申し出てください。

② 運営ルールの確認

各避難所で設定されているペット飼育エリアや、当日の受け入れ状況に応じたルール(一時飼育場所など)の説明を受けてください。

③ 柔軟な対応

避難所の混雑状況やスペースの都合により、指定された場所への誘導や、状況に応じた対応をお願いする場合があります。飼い主の皆様には、避難所の限られた環境を皆で共有するため、運営側の指示に柔軟に従っていただけますようお願いいたします。

【お願い】

災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に慌てないように、ご自宅周辺の指定避難所だけでなく、ペットと一緒に避難できる可能性のある代替避難先(親戚・知人家やペットを受け入れ可能な宿泊施設等)についても、平時から複数検討しておく「分散避難」の準備をお願いします。

1. 普段から備えておきたいこと

(1) ペット用避難用品の確保

避難時や避難先での生活に必要なものは、事前の準備が必須です。避難時にすぐに持ち出せるよう、人の避難用品と一緒に保管しておきましょう。

① ケージ・キャリーバッグなど

・大雨や突風などの危険を伴う中で安全に避難するために、また、避難所でペットが過ごす場所として活用できます。

② ペットフード・水・薬など

・避難所には、ペットフード等の備蓄はありません。ストレスによりペットが食欲不振になる可能性があるため、普段食べ慣れているものを用意してください。また、支援物資が届くまでには相当の日数を要するため、少なくとも5日以上(できれば7日以上)準備しておきましょう。

③ ペットシーツ・トイレ用品など

・排泄物の処理が適切に行われないとトラブルになります。猫の場合は、使いなれた猫砂やトイレになる容器も用意しておくといいでしょう。

(2) ペットや飼い主の情報

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を探す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。大切なペットのために、飼い主の明示を心がけましょう。

犬の場合

首輪、犬鑑札、狂犬病予防注射済証、マイクロチップ、迷子札など

猫の場合

首輪、マイクロチップ、迷子札など

その他(小動物)の場合

足環、耳環、マイクロチップなど

(3) 「しつけ」をし、社会性を身につけさせておきましょう

避難所でのトラブルを防止するためや他の避難者に迷惑をかけないためにも、基本的なしつけをしておきましょう。他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにもつながります。

また、飼い主がキャリーバッグやケージを準備して日頃から慣らしておくことなど、日常生活の中で取り組んでみてください。

(4) 健康管理

狂犬病予防接種、ワクチン、ダニやノミの駆除などを日頃から実施しましょう。

(5) ペットの一時預け先の確保

避難所への同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大切です。

特に、避難所で受け入れできない動物(大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物)をペットとして飼育している人は、災害が発生する前から一時預け先を探しておくようにしましょう。

2. 避難時に必要な対応

(1) 避難先・避難方法の判断

自宅や地域の損壊状況の把握、家族やペットの状況を確認し、避難先や避難方法を判断しましょう。

【避難所以外の避難方法】

ペットを飼育しているからといって、必ずしも指定避難所へ行く必要はありません。安全が確保できる親戚・知人宅や車中泊、在宅避難も含め、ペットと飼い主双方にとって最もストレスの少ない場所を平時から検討(分散避難の検討)しておきましょう。

●親戚、知人宅

あらかじめ、自宅から離れた地域の親戚や知人と相互避難を確認しておけば台風など事前に大きな被害が想定される場合、早めに避難することができます。

●車中泊、テント泊

車中やテントで一定期間を過ごす選択肢もあります。プライバシーの確保などメリットもありますが、エコノミークラス症候群や熱中症などの危険性も伴うため、十分な準備と予備知識が必要です。

●在宅避難

住まいの防災対策や耐震化により、自宅の安全が十分に確保されていれば、在宅(自宅)避難も選択肢のひとつです。環境の変化が少なくペットのストレス軽減ともなりますが、孤立や二次被害の危険性を十分に考える必要がありますので、十分な準備と予備知識が必要です。

(2) 避難所に入るときに気を付けたいこと

- ① ペットフードなど飼育に必要なものを持って同行避難しましょう。
- ② ペットは、できるだけケージやキャリーバッグに収容して避難しましょう。
- ③ 避難所受付にて、ペットの種類、健康状態、ワクチン接種状況などを必ず自己申告してください。
- ④ 車中泊やテント泊を選択する場合もその旨を申し出てください。
- ⑤ ペットが迷子になった際や、自分のペットであることを証明するために、「ペット単体の写真」と「ペットと一緒に写った飼い主の写真」をスマートフォン等に保存しておきましょう。

(3) 避難所での飼い主の役割

- ① 避難所では、避難所のペット飼育ルールや避難所運営要員の指示に従い、飼い主が責任を持ってペットの飼育・衛生管理を行っていただきます。
- ② ペット同行避難をしてきた飼い主同士で協力しながら、飼育・衛生管理をお願いします。

(4) ペットの一時飼育場所を閉鎖する時

飼い主が責任を持ってペットの一時飼育場所の清掃・片付けなどを行い、原状復旧をお願いします。

1. 普段から備えておきたいこと

避難所は、多くの避難者が共同で生活を送る場所です。

避難所運営者は、避難所の円滑な運営のために、あらかじめペットと同行避難して来る人を想定し、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぎ、円滑な拠点運営を行うことができます。また、各避難所の特性に合ったペット飼育のルール作りなど、平常時から準備しておくことが大切です。

(1) ペットの一時飼育場所の設定

次のポイントを考慮した上で、あらかじめ避難所敷地内(可能であれば雨や風をしのぐことができる場所)にペットの一時飼育場所を設定しておきましょう。

【ポイント】

※これらすべてを満たす必要はありません。

●避難所活動の妨げにならない場所

→ 車両の出入りや物資の運搬などの妨げにならないようにする。

●ペットを飼育していない避難者と接触しない場所

→ 動物アレルギーを持つ方や動物が苦手な方と接触しないよう
動線が交わらないようにする。

●部外者やこどもの立入制限をかけやすい場所

→ 咬傷事故(かみつき)などの発生防止

●直射日光や雨や風をしのぐことができる場所

→ 屋根や庇(ひさし)のある場所、テントやブルーシートなどを利用する。

●清掃しやすい場所

→ 臭いや病気の発生を防止し、清潔を保つ。

●鳴き声や臭いの影響の少ない場所

→ できるだけ人への影響が少ない場所を設定する。

※災害や他のペットの影響で神経質になり吠える可能性があります。

※居住エリアよりも「風下」になる場所が理想的です。

●係留できる柱やフェンスがある場所

→ 原則としてキャリーバッグやケージに入れて飼育しますが、
入れない大型犬などは、リードにつないで飼育することを想定します。

(2) ペットの飼育ルールの設定

ペットの飼育管理は飼い主が行いますが、他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、各避難所の状況に応じたペットの飼育ルールの設定が必要です。そのため、下記のルールを参考に、事前に決めておきましょう。

- ① ペットの糞尿は、飼い主が責任を持って専用の密封容器で処理すること。
- ② 飼育エリアは清掃・消毒を行い、清潔を保持する。
- ③ 避難所内（特に居住スペース）へのペットの立ち入りは原則禁止とする。

(3) 拠点訓練でのペット同行避難への取組

拠点での防災訓練時に、ペット同行避難を想定した訓練（受入訓練など）を行ってください。ペットの飼育・衛生管理は、原則として飼い主が行いますが、拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を発足し、飼い主の窓口となる代表者を定めるなどして、飼い主同士の協力体制を整えることも大切です。なお、代表者は、ペットの一時飼育場所の責任を負う人ではありません。飼い主一人ひとりが責任を持って、飼育・衛生管理を行います。

2. 避難所での対応

(1) 避難所での受付

ペットの受け入れに際しては、「ペット受け入れチェックリスト」を作成し、以下の項目を確認してください。

- ① 健康状態（ノミ・ダニの有無、伝染性の疾患の疑いがないか）
- ② 狂犬病予防接種および各種ワクチンの接種歴
- ③ 飼い主の連絡先と緊急連絡先

(2) ペットの一時飼育場所への誘導

飼い主とペットを、あらかじめ設定したペットの一時飼育場所へ誘導します。

◇動物の種類や大きさごとに区分けする。（犬・猫・その他エリアを決める）

◇ケージにタオルなどをかけて目隠しをする。

◇係留する場合（咬傷やトラブル防止のため、次のような配慮をする）

- ・ ペット同士が接触しないよう、なるべく距離をおく。
- ・ 必ずリードにつないで、可能であれば柵（仕切り）を設ける。
- ・ リードは、隣のペットと接触しない長さにする。
- ・ 不妊去勢手術をしていない動物は、他の動物と接触しないようにする

(3) 身体障害者補助犬の取扱い

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬：以下「補助犬」という）はペットではなく、身体障害者の体の一部として同伴が認められるべき存在です。被災者が補助犬を連れて避難してきた場合には、補助犬の避難所への入室を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められています。（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）

補助犬は、「居住スペース」内での受け入れが原則となりますので、アレルギー対応等は、エリアの区分け等で最大限の配慮を行ってください。

【注意点】

○補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。

○避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と飼い主が過ごせる場所の確保などを、事前に検討してください。

(4) 地域福祉課への連絡

避難所でペットに関する物資が不足している場合は、飼い主の代表者（代表者のいない場合は飼い主）と調整し、地域福祉課に必要な支援物資を要請してください。

また、運営スタッフで対応が困難な場合は、必要に応じて外部支援（専門家・ボランティア等）を地域福祉課に要請してください。

(5) ペットの同行避難者（飼い主）への指示

ペットの一時飼育場所などにおいて、次のような事柄（苦情）が発生した場合は、該当するペットの飼い主又は飼い主の会の代表者に対して改善するように指示をしてください。万が一、ペットによる負傷事故や著しい騒音被害が発生した場合は、速やかに飼い主の管理責任を問い、必要に応じて避難所の運営責任者の判断で、他の避難所への移動や、車中泊等への切り替えを要請してください。

(6) 避難者への周知

飼い主以外の避難者に、拠点でペットが飼育されていることを周知します。また、ペットに起因する事故（咬みつки）などのトラブル防止のために、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、注意を呼び掛けてください。

※ 避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」があることを伝えてください。